

## 静岡市総合運動場条例の一部改正について

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第18条」を「第16条第1項」に改める。

第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 第7条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第16条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

第16条中「第14条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条に次の4項を加え、同条を第16条とし、第19条から第24条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に総合運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第1中「第9条関係」を「第16条関係」に改め、同表1陸上競技場の使用料の表中「陸上競技場の使用料」を「陸上競技場の利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考5中「使用料

の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考12中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第1の2屋内プールの使用料の表中「屋内プールの使用料」を「屋内プールの利用料金の限度額」に、

「

時間区分 利用区分	使用料			
	午前	午後1	午後2	夜間
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで

を」

「

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間
		午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで

に」

改め、同表備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考13中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第1の3テニスコートの使用料の表を次のように改める。

### 3 テニスコートの利用料金の限度額

利用区分	金額
テニスコート（1面につき1利用区分帯ごと）	1,200円
壁打ちコート（1面につき1利用区分帯ごと）	270円

## 備考

- 1 「1利用区分帯」とは、第5条第1項の開場時間を当該開場時間の開始時刻から、テニスコートにあつては2時間まで、壁打ちコートにあつては1時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、利用の当日において、新たに同日のテニスコートの利用に係る第7条第1項の規定による利用の許可を受けて利用する場合における当該新たな許可に係る時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金の限度額は、1利用区分帯につき600円とする。
- 2 第5条第3項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。
  - (1) テニスコート 600円
  - (2) 壁打ちコート 270円
- 3 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 4 第6条第3項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 6 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の使用料の表中「ターゲットバードゴルフ場の使用料」を「ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考11中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第1の5グラウンドゴルフ場の使用料の表中「グラウンドゴルフ場の使用料」を「グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額

の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考11中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第1の6野球場の使用料の表中「野球場の使用料」を「野球場の利用料金の限度額」に改め、同表備考3中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第1の7クラブハウスの使用料の表中「の使用料」を「の利用料金の限度額」に、

「

施設名	単位	使用料
-----	----	-----

を

」

「

施設名	単位	金額
-----	----	----

に

」

改め、別表第1の8附帯設備（照明施設）使用料の表中「の使用料」を「の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料
----	----	-----

を

」

「

区分	単位	金額
----	----	----

に

」

改め、別表第1の9その他の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

種類	単位	使用料	摘要
----	----	-----	----

を

」

「

種類	単位	金額	摘要
----	----	----	----

に

」

改め、同表備考3中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考4中「使用を」を「利用を」に、同備考ただし書中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第2中「第9条関係」を「第16条関係」に、「清水総合運動場」を「静岡市清水総合運動場」に改め、同表1陸上競技場使用料の表中「陸上競技場使用料」を「陸上競技場の利用料金の限度額」に、「4,620円」を「9,240円」に、「6,160円」を「12,320円」に、「3,240円」を「6,480円」に、「4,320円」を「8,640円」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考12中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第2の2体育館使用料の表中「体育館使用料」を「体育館の利用料金の限度額」に、「4,620円」を「6,480円」に、「3,080円」を「4,320円」に、「9,240円」を「12,960円」に、「3,240円」を「4,560円」に、「2,160円」を「3,040円」に、「6,480円」を「9,120円」に、「23,100円」を「32,400円」に、「15,400円」を「21,600円」に、「46,200円」を「64,800円」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考11中「使用料の」を「利用料金の限度」に改め、同備考13中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考15中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第2の3武道場使用料の表中「武道場使用料」を「武道場の利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考

6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考13中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第2の4水泳場使用料の表中「水泳場使用料」を「水泳場の利用料金の限度額」に改め、同表備考2中「使用料」を「利用料金」に改め、同備考3中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第2の5アーチェリー場・弓道場使用料の表中「弓道場使用料」を「弓道場の利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考12中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第2の6附帯設備（照明施設）使用料の表中「使用料」を「利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料	を
----	----	-----	---

」

「

区分	単位	金額	に
----	----	----	---

」

改め、同表備考2中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第2の7その他の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

種類	単位	使用料（1回につき）
----	----	------------

を  
」

「

種類	単位	金額（1回につき）
----	----	-----------

に  
」

改め、同表備考2中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考3中「使用を」を「利用を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市総合運動場条例（以下「新条例」という。）第16条並びに別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した回数券又は回数使用券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は回数使用券を使用して当該施設を利用することができる。

（施行前の準備）

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第16条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。